

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 福島県選挙管理委員会

- 相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙を行う件
- 相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- 相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件
- 相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- 相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を定めた件

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条第一項及び第百十三条第一項第五号の規定に基づく相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

平成三十年八月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙の期日 平成三十年九月九日
- 二 選挙すべき議員の数 一人

#### 福島県選挙管理委員会告示第五十五号

平成三十年九月九日執行の相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成三十年八月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 選挙長

相馬市黒木字高池百五十六番地 田中 孝治

#### 選挙長の職務を代理すべき者

相馬市尾浜字原百九十八番地の三 高橋 裕宗

#### 福島県選挙管理委員会告示第五十六号

平成三十年九月九日執行の相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

平成三十年八月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 選挙長の事務を取り扱う場所

相馬市中村字北町六十三番地の三 相馬市選挙管理委員会

#### 立候補の届出を受理する場所

相馬市中村字北町六十三番地の三 相馬市役所一階第二委員会室

#### 福島県選挙管理委員会告示第五十七号

平成三十年九月九日執行の相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。

平成三十年八月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 一 届出の種類

1 選挙事務所の設置及び異動の届出

2 出納責任者の選任及び異動の届出

3 報酬の支給を受けることができる者の届出

#### 二 届出を受理する場所

相馬市中村字北町六十三番地の三 相馬市役所一階第二委員会室

#### 福島県選挙管理委員会告示第五十八号

平成三十年九月九日執行の相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙にお

る選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。

平成三十年八月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 場所 相馬市中村字北町六十三番地の三 相馬市役所二階中央会議室
- 二 日時 平成三十年九月十一日午前十時

**福島県選挙管理委員会告示第五十九号**

平成三十年九月九日執行の相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成三十年八月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 日時 平成三十年八月三十一日午後六時
- 二 場所 南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県南相馬合同庁舎南庁舎四階四〇一会議室

**福島県選挙管理委員会告示第六十号**

平成三十年九月九日執行の相馬市相馬郡新地町選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、次のとおり定めた。

平成三十年八月三十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

掲示開始日 平成三十年八月三十一日